

別表 「FENIC SビジネスVPNプラス インターネット接続ゲートウェイサービス」

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本サービスは、「FENIC SビジネスVPNプラス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）にて提供する仮想的閉域IPネットワークとインターネットを相互に接続し、甲がインターネットを利用できるようにするサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

本ネットワークサービスの提供にあたっては別途甲と乙の間において、「基本サービス」及び「インターネットFire wallサービスV2」、「インターネットFire wallサービスLight」、「インターネットUTMサービス（以下「UTMサービス」という）」のいずれかの提供に関する契約が締結されていることを前提とします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、甲が仮想的閉域IPネットワークとインターネットを相互に接続し、甲がインターネットに接続するためのFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備を準備します。

(2) 接続サービス

乙は、甲が仮想的閉域IPネットワークとインターネットを相互に接続し、甲がインターネットに接続するためのFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備を以下品目により提供します。

品目	内容
タイプ1	乙が基本サービスにおいて発行したIDの数が80までの仮想的閉域IPネットワークを、インターネットと相互に接続する
タイプ2	乙が基本サービスにおいて発行したIDの数が400までの仮想的閉域IPネットワークを、インターネットと相互に接続する

5. 提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害受付時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害受付時間帯に準ずるものとします。また、アクセス回線を別途甲が準備するサービスについては、当該アクセス回線区間における障害受付は、本ネットワークサービスの対象外とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害対応時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ビジネスVPNプラス インターネット接続GW 初期費	NS33110S		従量料金制（一括払）	式
ビジネスVPNプラス インターネット接続GW 利用料	NS33110G		従量料金制（月額払）	式

〔変更内容〕

（2014年10月30日）本別表を適用します。

〔凡例〕

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
ID	I d e n t i f i c a t i o n
IP	I n t e r n e t P r o t o c o l
GW	G a t e w a y
VPN	V i r t u a l P r i v a t e N e t w o r k

以 上